

○名古屋学院大学利益相反マネジメント指針

(2023年6月29日 制定)

名古屋学院大学（以下、「本学」という。）は、キリスト教主義のもと「敬神愛人」を建学の精神とした教育研究機関として教育・研究活動を行っており、その成果を積極的に社会へ還元してきた。

今般、大学の方針に従って社会連携活動の推進に配慮しつつ、それを円滑に進めるために利益相反を適切にマネジメントすることを目的として、ここに利益相反マネジメント指針を公表するものである。

定義

本指針においては、利益相反を次のとおり定義し、その全てを利益相反の範囲とする。

広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反を合わせた概念

①狭義の利益相反

教職員又は本学が社会連携活動に伴って得る利益と、本学の教育・研究上の責任とが相反する状況

①-1 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と、教職員個人の本学における教育・研究等の責任とが相反する状況

①-2 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、組織としての本学が得る利益と、本学の社会的責任とが相反する状況

②責務相反

教職員が兼業活動等により、企業等に対し負う職務遂行上の責任と、本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況

基本方針

本学は、以下の考え方に基づいて適切に利益相反マネジメントを実施し、社会に信頼

される活動等を推進する。

(1) 透明性の確保

適切な情報開示により、活動の透明性を担保し、一層の社会連携活動推進を目指す。

(2) 体制の確立

教職員が高いモチベーションをもって社会連携活動に従事することができるよう、利益相反マネジメント体制を確立し、適切に運用する。

(3) 教職員による利益相反状態の自己申告と個人情報の保護

適切な利益相反マネジメントを行うため、教職員に対して必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置をとることを求める。この過程で収集した個人情報は、「個人情報保護に関する規程」に基づいて適正に管理し、教職員のプライバシーの保護と守秘義務の徹底を図る。

(4) 説明責任

利益相反マネジメントに従って活動する教職員に対して、社会から疑義が提起された場合には、本学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たす。

(5) 利益相反に関する啓発活動

適切な活動に従事できるよう、教職員に対して利益相反に関する啓発活動を積極的に行う。

利益相反問題解決のための基準

社会連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の3点を基準とする。

(1) 本学の職務及び利益に対して、教職員個人の利益を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。

(2) 個人的な利益の有無に関わらず、本学以外の活動への時間配分を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。

(3) 教職員が本学以外の活動を優先させることにより、教育面での支障が生じていると第三者から判断されることがないようにする。

利益相反マネジメント体制

本学は、以下の体制の下で、利益相反を適切にマネジメントする。

(1) 利益相反マネジメント委員会の設置

利益相反マネジメント規程により設置された委員会およびその事務所管部署の組織的なマネジメント体制によって、教職員の利益相反行為を切れ目なくモニタリングし、その是非の判断を行い、必要に応じて利益相反問題回避のための措置をとる。

(2) 外部有識者・専門家の協力

利益相反マネジメント委員会に、必要に応じて学外の有識者を登用する等、利益相反の管理に当たって外部の専門家の協力を仰ぐ。

この指針の所管は、総合研究所事務室とする。また改廃は、利益相反マネジメント委員会及び大学協議会の審議並びに学長の決裁を経て常任理事会で行う。

附則 1 この指針は、2023 年 6 月 29 日から施行する。